

葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例新旧対照表

現 行	改正後
<p style="text-align: center;">○葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年2月29日 条例第1号</p> <p style="text-align: center;">改正 平成28年12月15日条例第55号 (衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第3条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(8) 浴槽水は、1日1回以上換水すること。</p> <p>(9) 温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、葛飾区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>イ 貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。</p> <p>(10) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p> <p>ア ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。</p> <p>イ 浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。</p> <p>ウ 集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。</p> <p>エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p> <p>オ 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。</p> <p>(11) 前2号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <p>(12) 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けないこと。</p> <p>(13) 手拭い、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なものを貸与するときは、この限りでない。</p> <p>(14) 10歳以上の男女を混浴させないこと。</p>	<p style="text-align: center;">○葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年2月29日 条例第1号</p> <p style="text-align: center;">改正 平成28年12月15日条例第55号 (衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第3条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(8) 浴槽水は、1日1回以上換水して浴槽を清掃すること。ただし、葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める場合には、1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること。</p> <p>(9) 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>イ 貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p> <p>(10) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p> <p>ア ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。</p> <p>イ 浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。</p> <p>ウ 集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。</p> <p>エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、規則で定めるところにより、消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p> <p>オ 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。</p> <p>(11) 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p> <p>(12) 前3号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <p>(13) 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けないこと。</p> <p>(14) タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なもの(かみそりを除く。)を貸与するときは、この限りでない。</p> <p>(15) 7歳以上の男女を混浴させないこと。</p>

(15) 物品の販売等を行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにすること。

(16) 下足場、脱衣室、便所、浴室及び釜場は、それぞれ区画して設けること。

(17) 下足場には、入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。

(18) 脱衣室及び浴室は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。

(19) 脱衣室の床面積は、男女各15平方メートル以上とすること。

(20) 脱衣室の床面は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用いること。

(21) 脱衣室には、入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。

(22) 入浴者用便所は、脱衣室から入浴者の利用しやすい場所に、男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗いを備えること。

(23) 脱衣室及び浴室には、採光のための設備を設けること。

(24) 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。

(25) 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。

(26) 洗い場の床面積は、男女各15平方メートル以上とすること。

(27) 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。

(28) 洗い場には、浴室の床面積5平方メートルにつき、湯栓及び水栓を各1個以上設け、湯又は水であることを表示すること。

(29) 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造とすること。

(30) 浴室内の浴槽の床面積は、男女各4平方メートル以上とすること。

(31) 浴槽は、タイル等耐水材料を用い、浴槽内には、入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させない設備を設けること。

(32) 屋外に浴槽を設けるときは、次のとおりとすること。
ア 屋外の浴槽及び浴槽に附帯する通路等は、適当な広さのものを設けること。
イ 屋外の浴槽に附帯する通路等には、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。
ウ 屋外には、洗い場を設けないこと。
エ 屋外の浴槽は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。

(33) 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。

(34) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。
ア ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

(16) 物品の販売等を行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにすること。

(17) 下足場、脱衣室、便所、浴室及び釜場は、それぞれ区画して設けること。

(18) 下足場には、入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。

(19) 脱衣室及び浴室は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。

(20) 脱衣室の床面積は、男女各15平方メートル以上とすること。

(21) 脱衣室の床面は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用いること。

(22) 脱衣室には、入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。

(23) 入浴者用便所は、脱衣室から入浴者の利用しやすい場所に、男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗いを備えること。

(24) 脱衣室及び浴室には、採光のための設備を設けること。

(25) 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。

(26) 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。

(27) 洗い場の床面積は、男女各15平方メートル以上とすること。

(28) 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。

(29) 洗い場には、浴室の床面積5平方メートルにつき、湯栓及び水栓を各1個以上設け、湯又は水であることを表示すること。

(30) 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造とすること。

(31) 浴室内の浴槽の床面積は、男女各4平方メートル以上とすること。

(32) 浴槽は、タイル等耐水材料を用い、浴槽内には、入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させない設備を設けること。

(33) 屋外に浴槽を設けるときは、次のとおりとすること。
ア 屋外の浴槽及び浴槽に附帯する通路等は、適当な広さのものを設けること。
イ 屋外の浴槽に附帯する通路等には、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。
ウ 屋外には、洗い場を設けないこと。
エ 屋外の浴槽は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。

(34) 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。

(35) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。
ア ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

- イ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
- ウ 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。
- エ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。
- オ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
- カ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

- (35)** 貯水槽及び調節槽は、蓋付きとすること。
- (36)** 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設けること。
- (37)** 釜は、浴槽水と上がり湯とが混合しないものを使用すること。
- (38)** 灰、燃え殻等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な設備を設けること。
- (39)** 入浴者用飲料水の設備を設ける場合には、その旨の表示をすること。飲料水の水質については、水道法(昭和32年法律第177号)第4条第1項に定める要件について、それぞれ水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める水質基準に適合するものとし、かつ、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。
- (40)** 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。

2 その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、第1号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から**第15号**まで、第2号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から**第16号**まで、**第18号、第20号、第24号、第27号、第29号、第31号及び第33号から第40号**までに規定する基準のほか、当該各号に定めるところによる。

- (2) 前号に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場
- ア 入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。
 - イ 脱衣室は、適当な広さのものを設けること。
 - ウ 脱衣室には、入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。
 - エ 浴室は、適当な広さのものを設けること。
 - オ 浴室には、浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当数の湯栓及び水栓を設けること。ただし、蒸気、熱気等による入浴設備のみを有する公衆浴場にあつては、湯栓及び水栓を設けないことができる。
 - カ 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。
 - キ 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。
 - ク 屋外に浴槽を設けるときは、**前項第32号**の規定に準じた構造とすること。
 - ケ 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各

- イ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
- ウ 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。
- エ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。
- オ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
- カ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

- (36)** 貯水槽及び調節槽は、蓋付きとすること。
- (37)** 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気、発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設けること。
- (38)** 釜は、浴槽水と上がり湯とが混合しないものを使用すること。
- (39)** 灰、燃え殻等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な設備を設けること。
- (40)** 入浴者用飲料水の設備を設ける場合には、その旨の表示をすること。飲料水の水質については、水道法(昭和32年法律第177号)第4条第1項に定める要件について、それぞれ水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める水質基準に適合するものとし、かつ、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。
- (41)** 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。

2 その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、第1号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から**第16号**まで、第2号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から**第17号**まで、**第19号、第21号、第25号、第28号、第30号、第32号及び第34号から第41号**までに規定する基準のほか、当該各号に定めるところによる。

- (2) 前号に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場
- ア 入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。
 - イ 脱衣室は、適当な広さのものを設けること。
 - ウ 脱衣室には、入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。
 - エ 浴室は、適当な広さのものを設けること。
 - オ 浴室には、浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当数の湯栓及び水栓を設けること。ただし、蒸気、熱気等による入浴設備のみを有する公衆浴場にあつては、湯栓及び水栓を設けないことができる。
 - カ 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。
 - キ 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。
 - ク 屋外に浴槽を設けるときは、**前項第33号**の規定に準じた構造とすること。
 - ケ 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各

階に、入口から男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗いを備えること。

(基準の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、普通公衆浴場の営業者にあつては**同条第1項第19号、第26号、第28号及び第30号**に規定する基準について、同条第2項第2号に規定するその他の公衆浴場の営業者にあつては**同条第1項第18号**に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であつて、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に法第2条第1項の規定により公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設(平成15年4月1日前に公衆浴場の経営の許可を受け、同日以後に増築、改築又は大規模な修繕をしていないものに限る。)については、**第3条第1項第34号**ア及びエの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

付 則 (平成28年12月15日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

階に、入口から男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗いを備えること。

(基準の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、普通公衆浴場の営業者にあつては**同条第1項第20号、第27号、第29号及び第31号**に規定する基準について、同条第2項第2号に規定するその他の公衆浴場の営業者にあつては**同条第1項第19号**に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であつて、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に法第2条第1項の規定により公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設(平成15年4月1日前に公衆浴場の経営の許可を受け、同日以後に増築、改築又は大規模な修繕をしていないものに限る。)については、**第3条第1項第35号**ア及びエの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

付 則 (平成28年12月15日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により、公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、改正後の第3条第1項第35号キの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。